

水戸市インバウンド推進機構規約

(名称)

第1条 この組織は、水戸市インバウンド推進機構（以下「機構」という。）と称する。

(目的)

第2条 機構は、一般社団法人水戸観光コンベンション協会（以下「協会」という。）、観光事業者、行政等関係者が一体となり、外国人観光客の誘致推進を行うことで、水戸市及び周辺地区における観光産業の振興による地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 機構は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 外国人観光客受入環境の充実
- (2) 観光メニューの創出
- (3) 観光PR活動の推進
- (4) その他目的を達成するために必要な事項に関すること

(会員)

第4条 機構は、協会の会員のうち、機構の目的及び事業に賛同する者を会員とする。

(役員)

第5条 機構に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 若干名

(役員を選任)

第6条 役員を選任は、会員の互選による。

(役員職務)

第7条 会長は、機構を代表し、会議の議長を務める。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は他の役員任期の満了する時までとする。

(会議)

第9条 機構に次の各号の会議を置く。

- (1) 総会

(2) 役員会

- 2 機構の会議は、必要に応じて会長が招集し、開催する。
- 3 総会は、毎事業年度ごとに1回開催するほか、必要に応じて会長が招集し、開催する。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。

(総会)

第10条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画等に関する事
- (2) 事業報告等に関する事
- (3) 規約の変更に関する事
- (4) その他会長が必要と認める事項

(事業年度)

第11条 機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 機構に関する事務を処理するため、事務局を協会内に置く。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付則

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

申込書

私は、一般社団法人水戸観光コンベンション協会の会員として、水戸市インバウンド推進機構会員に申し込みます。

令和 年 月 日

一般社団法人水戸観光コンベンション協会
会長 綿引 甚介様

事業所名 _____

役 職 _____

代表者名 _____ (印)